

室町・戦国時代の伊賀衆について

小林 秀

はじめに

近世以前の伊賀国域にあたる現在の三重県伊賀市・名張市域には、室町・戦国時代に造営されたとされる城・館跡が、実に六百五十箇所ほども確認されている。⁽¹⁾ そのなかには、石垣や石塁をとまなうもの、あるいは複雑な縄張りを持つ規模の大きな城跡や、伊賀国以外の勢力によって築かれたものも含まれるが、土塁や堀が四方を囲むだけの、いわゆる単郭方形の館跡ともいべき構造を持つものが多いという特徴がある。

これらの多くは、伊賀の地侍や国衆等によって築造されたものである。三条西実隆の日記『実隆公記』文明十七（一四八五）年巻の紙背に残された中村光与書状⁽²⁾には、伊賀衆が「要害」すなわち城・館を築くために、在地の人々を動員している様子が記されている。

言うまでもなく、これら約六百五十もの城・館すべてが、同時期に存続していた訳ではないであろう。しかし、決して広いとはいえない伊賀国において、これほどの数の中世城・館跡が存在すると言うことは、領主としての規模の大小、あるいは城・館の造営時期、存続期間について多少の差異はあるものの、このような城・館を構築することのできる勢力が、当時の伊賀国に、まさに「ひしめいていた」ことを示していることは明らかである。そして、その彼らこそ、戦国期末に形成された「伊

賀惣国一揆」を構成した存在そのものであったと考えられる。また、伊賀国に置かれていた守護の仁木氏の勢力は、相対的に弱体であったと言われているが、その背景には、この過密状態とも言うべき彼ら伊賀の国衆の存在のあつたことも確かである。

このような城・館跡の多さに比べ、その主役たる伊賀の国衆等に関する文献史料は決して豊富とはいえず、ごくわずかな例を除くと家伝来の文書はほぼ皆無であり、しかも関連史料のほとんどが、隣接する大和国の寺社記録等に散見されるに過ぎないのである。そのためか、室町・戦国時代における彼等伊賀国衆の動向など、その詳細は、従来ほとんど明らかにされてこなかったのが現状である。

そのような中で、かつて稲本紀昭氏は、不十分な史料収集が文献による研究を妨げているとして、『菊永氏城跡発掘調査報告』⁽⁴⁾の付論に「室町期伊賀国国人関係史料」として、初めて関係する文献史料を網羅的に収集し、まとめられている。また近年では、『伊賀市史』⁽⁵⁾として古代・中世の資料編・通史編が相次いで編纂、刊行されるなど、ようやくその下地が整いつつある。とは言え、伊賀の国衆等の動向や実態を詳細に明らかにするには、量的にはやはり十分とはいえないものがあるのも事実である。よってここでは、残された関係史料のなかでも、その多くを占める伊賀国衆等の軍事活動を手掛かりに、室町・戦国時代における彼ら

の動向の一端を垣間見ることとする。

一 「伊賀衆」の軍事動員

室町・戦国時代における伊賀国衆等の軍事活動は、主に隣接する他国勢力に動員される形として登場する。

〔史料 1〕

長田家則語云、持宝院空一入宇多候、秋山令同意、欲責落当澤支度之處、為国司伊賀者共ヲ指向間、不叶而空一房并秋山引籠吉野辺云々これは、奈良安位寺の僧で、興福寺の別当も務めた経覚の日記『経覚私要鈔』⁽⁶⁾長禄二（一四五八）年十一月八日の記事である。

事の経緯は、「伊勢国司」として知られる北畠氏の被官であつた大和宇陀郡の在地領主澤廉満の死去に伴う家督争いで、すでに室生寺の僧となつていた長兄の持宝院空一が、澤氏と同じく北畠氏の被官で宇陀郡の在地領主であつた秋山実家を語らい、澤の家督を継承した舍弟を攻撃しようとしたのを、北畠教具が「伊賀者共」を差し向けて阻止したと言うものである。⁽⁷⁾これは、現在知られる限り、北畠氏による伊賀国衆の軍事的動員の初見史料である。この時の動員の規模などは不明ながら、伊賀衆のみで秋山勢を撃退しており、その戦闘力の高さを示している。

ちなみに、この件を経覚にもたらしした長田家則についてであるが、同記の翌長禄三年正月二十三日条に「長田兵庫助家則父伊賀稲垣入道、自去十五日令得病逝去云々」とあり、彼もまた伊賀の国衆のひとりであつたことがわかる。「長田」を名乗っていることから、恐らく現在の伊賀市長田周辺を拠点としていたとみられる。また、この長田家則の父「稲垣入道」については、すでに稲本氏も指摘するように、『蓮成院記録』⁽⁸⁾天文二（一五三三）年三月五日条で、土一揆成敗について「伊賀国取継」として見える稲垣木工允、あるいは同二十一年に筒井順政によって攻撃

された「伊賀稲垣ノ城」⁽⁹⁾の稲垣氏と関係するとみられ、その一族であると考えられる。恐らく服部氏のように、伊賀国内でも有力な国衆であつたと考えられよう。

この長禄二年の記事を初見に、その後「伊賀衆」は幾度か北畠氏によって軍事動員されている。

応仁・文明の乱に際して西軍に加担した北畠政郷は、文明十一（一四七九）年十一月、大和宇陀郡の軍勢とともに、伊賀衆を率いて大和国へ出陣している。⁽¹⁰⁾この時、伊賀衆とともに出陣した大和宇陀郡衆とは、前述した北畠氏被官の澤氏、および秋山氏であるとみられる。彼らは、北畠氏が軍事行動をおこす際には度々動員されており、北畠軍のいわば中核的な存在であつた。

また北畠氏は、同十四年十月にも、国司政郷の舍弟の坂内房郷を大将として、大和長谷寺付近に出勢している。⁽¹¹⁾

〔史料 2〕

伊勢国司勢七百計^{真勢三百、在之云々}、出陣長谷寺辺、大将坂内中将云々、大略伊賀衆也、大川内以下大将追々可進発云々

自称七百、実数三百の北畠軍は、そのほとんどが伊賀衆で構成された部隊であつた。後詰として出陣の大河内親文の軍勢構成は不明であるが、北畠氏による伊賀衆の軍事動員規模が具体的に明らかとなり、興味深い。また同じころ、伊賀衆は畠山義就方としても度々出陣し、戦闘においてそれぞれ中心的な役割を担っている。

文明二年六月、畠山義就方であつた紀伊国の城が根来寺によって攻撃され、落城している。この戦いで、おそらく城を守っていたとみられる伊賀衆・大和衆が、合わせて「四五百人」も討ち取られている。⁽¹²⁾また、同十五年九月には、義就の家臣斎藤彦次郎に従つて「伊賀衆百計」が南山城に出陣し、畠山宗家の家督をめぐって義就と激しく対立する畠山政

長方の遊佐兵庫助が籠もる御厨子城を攻めている。⁽¹³⁾

その後、南山城に進出した義就は、攻め取った御厨子城のほか、外野・寺田城の、合わせて三箇所⁽¹⁴⁾の守備を「伊賀国人」に任せている。しかし、文明十七年十月、義就を裏切った斎藤彦次郎によって外野・寺田の両城が落ち、城衆が相次いで御厨子城に逃げ込むと、伊賀衆「二百計」がその援軍として出陣したことが、『大乘院寺社雑寺記』同年十一月六日条に見えている。

以上のように伊賀衆は、周辺勢力によって頻繁に軍事動員されているが、同時にその記録から、およそ百から三百ほどの兵力を単位として行動していた様子をも窺い知ることができる。このことに関連して、『大乘院寺社雑寺記』文明十年八月五日条には、次のような記事がみられる。

〔史料3〕

此両三日より、今市新之在所ニ、自越智方申付城構致其沙汰云々、所々人夫共召出之、壁共五間、十間宛筒井方者共少々相残鉢二懸之云々、城衆伊賀人百人分可籠云々、人別三十石宛可為給分云々、大將ハ堤也云々

この時、大和の国人越智家栄によつて築かれた城は、『多聞院日記』同年四月十七日、及び同二十三日条⁽¹⁵⁾にも見える「今市城」のことで、現在の奈良市今市町にある大和今市城跡に比定される。越智家栄は新たに築城した今市城を、家臣の堤氏を城代として、伊賀衆百人をもつて守らせた。

ここで注目されるのは、人別三十石もの米が伊賀衆に給されていることである。管見の限り、伊賀衆への「給分」が明らかなのは本記事のみである。そのため安易な推定は控えるべきではあるが、文明十五年に畠山義就方の斎藤彦次郎が御厨子城に入った際の兵糧米が「四五百石」で

あったこと⁽¹⁶⁾からみても、人別三十石で百人分に相当する三千石はいかに多額と言うほかなく、やはりこの人別三十石は、伊賀衆の軍事動員に対する給分とみて間違いないように思われる。

ところで、この時、伊賀衆と動員主体である大名等の勢力との間で、明確な主従関係が存在していたかが問題となる。そのことについては、事例をいくつか確認することができる。

ひとつは、伊勢国北畠具房が、伊賀の国衆とみられる北村某⁽¹⁷⁾に対して、伊勢国飯野郡内の黒部観喜寺領を扶持として与えていることを挙げることができる。この「伊賀北村」とは、後述する北伊賀の「柘植三方」の一方を形成していた「北村方」と関係するとも思われるが、詳細は不明である。本文書は年号を欠くが、具房が父具教から家督を継承したのが永禄五（一五六二）年とみられることから、それ以降であることは間違いない。北畠氏家督が具房から織田信長の子息具豊（後の信雄）に継承される天正三（一五七五）年ころまでのものと推定される。この地は、もともと澤氏の所領であったようであるが、伊賀北村某に扶持として宛て行われた結果、澤房満には替地が与えられている。

このほかとしては、天正元年、近江の大名六角承禎が北伊賀鞆田の山内氏に対して、近江国大塚村の知行地を宛て行なっている事例があるが、後世の写しであることもあって、『伊賀史市』でも若干疑問視されている。いずれにしても、現在のところこの二例のみが知られるだけである。しかも、これらはどれも戦国末期のものであり、他に明確な事例が明らかでない以上、かかる個別の主従関係が、室町・戦国期全般において、普遍的に形成されていたとは考え難い。検出した事例から、戦国末期に至って個別に大名勢力と被官関係を持つ者がいたことは否定し難いが、それ以前の伊賀国衆と周辺勢力との関係はもう少し緩やかなものであり、いわば、諸勢力からの要請を受ける形で出勢し、その都度相応の給分を

受け取るといった関係ではなかったかと推定されるのである。

長祿四（一四六〇）年四月、伊賀衆は紀伊国での円福寺と根来寺との水樋相論に際して畠山義就方として出陣している。この戦いでの畠山義就軍の損害は大きく、そのことを伝える『大乘院寺社雜事記』同年五月二十五日条には、「畠山衆打死人数」として「惣而打死衆七百余」と記されている。伊賀衆の出勢人数は不明であるが、状況から多数の討死者のあったであろうことは間違いないと思われる。しかし、それにもかかわらず、その直後の同年閏九月には、「伊賀国人」衆は伊賀国守護の仁木氏とともに畠山義就追討軍に編成されているのである。²⁰つまり、伊賀の国衆の軍事行動は、国衆全体の総意に基づくものではなく、伊賀国守護仁木氏との関わりも含めて、個々の集団が自律的に行動していたものと考えられる。

それでは、かかる伊賀国衆の軍事活動の実態は、当該期の伊賀国の社会状態と、どのように関わっているのだろうか。このことについて、次章において若干の検討を加えることとする。

二 中世伊賀の在地構造

室町・戦国時代における伊賀国の在地構造を考えるうえで、まず注目されるのは、醍醐寺三宝院の門跡であった満済の日記『満済准后日記』正長二（一四二九）年二月十六日及び同二十三日条の次の記事である。²¹

〔史料4〕

十六日（中略）伊賀国人ツケ三方^{ヘキ・北ム}也、就関御退治、可被成御教書之由、可申管領旨被仰出了

〔史料5〕

廿三日（中略）自伊賀柘植三方^{ヘキ・北ム}村・福地^{ヘキ・北ム}等方注進旨、去十九日寅刻計、不思議者罷通間、打留処ニ、自関方小倉宮并北畠等方へ書状等数通

十一 通在之

応永二十二（一四一五）年と正長元年の二度にわたって幕府に反旗を翻した北畠満雅は、正長元年十二月二十一日に幕府軍との戦いのなかで討ち死にした。²²〔史料4〕正長二年二月十六日の記事は、幕府が北畠方であった伊勢国鈴鹿郡の関氏の討伐を、伊賀の「柘植三方」に命じようとしていたことを伝えている。これは、同年二月四日、合戦での疵がもとで伊賀国守護某が死去したことにもなう臨時的な措置であったと考えられるが、同時にこのことは、「柘植三方」がそうした任に堪えうる武力を有した集団、組織であったことを示している。そして二十三日条では、「柘植三方」からの注進として、関方から小倉宮と北畠方に宛てた文書十一通を奪ったことが記されている。

伊賀国に隣接した伊勢国度会郡に鎮座する伊勢神宮のうち、豊受大神宮、いわゆる外宮の門前に形成された山田には、「岩淵方」「須原方」「坂方」からなる自治組織「山田三方」が、十五世紀の前半期には成立してことはよく知られている。²³彼等は、それぞれ花押を模した木印を有する組織集団であり、「山田三方」として文書を発する際には、「三方」と署して、それぞれの花押印を捺すという形式をとっていた。

一見して、「柘植三方」との類似性は明らかであろう。恐らく「柘植三方」の場合も、「三方」は北村・日置・福地の三箇所を総称するだけの一般的な用法ではなく、「柘植三方」を称する、あるいはそう認識され得る組織であった可能性は極めて高いと言える。このことは、醍醐寺三宝院の満済が彼等のことを、一度ならず二度までも「柘植三方」と記し、その三方構成を繰り返し注記していることから窺い知れよう。また、伊賀に近接する大和国宇陀郡の事例も、この「柘植三方」を理解するうえで示唆的である。

〔史料6〕

一、郡内一揆於申事実者、我人不寄披官、申談可令成敗事

一、喧嘩刃傷之事、不及勢立 条理可申談事

一、若於殺害者、如法放狀ニて可有御礼事

一、我人不寄披官、聊爾之働仕、走入候共、不可有許容事

一、方質不可有取相事

享祿五年壬辰六月廿九日

辰巳実親（花押）

井足実栄（花押）

国堅（花押）⁽²⁴⁾

上書によると本文書は、秋山堅国から、澤・芳野・小川の三氏に宛てて出されたものである。日下に堅国とともに連署する辰巳実親・井足実栄は、秋山氏の有力な与力衆である。彼等はいずれも大和国宇陀郡の在地領主であり、第一条にあるように、宇陀郡内一揆を形成していた⁽²⁵⁾。本文書は、その契状である。喧嘩・傷害・殺人など、領主間で起きるさまざまな問題に対する取り決め事が示されているが、中でも第五条で、取り合うべからずとして禁じられている「方質」に注目したい。

当該期、特に他国・他郷の人々が入り交じる市場などにおいて、債務債権上のトラブルや刃傷等の問題が生じた際の、一種の強制、あるいは報復手段として、「質」を取るという行為が横行しており、度々禁令が出されている。これは、相手方が属する集団ごとその「質」に取るという意味で、それが国であれば「国質」、郷であれば「郷質」と言った⁽²⁶⁾。こうしたことからすると、宇陀郡内一揆で禁じられた「方質」とは、「方」という集団を前提としたものであることは明らかである。つまりこの場合、郡内一揆を構成していた秋山・澤・芳野・小川の個々が「方」に相当し、それぞれの勢力を構成する同名・与力・被官等全てを含む集団が「方」であつたと見なされる。すなわち「方」は、この地域においては地縁的結合集団の単位として認識されていた可能性が高いものと考え

えられるのである。

それでは、「柘植三方」を構成していた「方」とは、どのような組織集団であつたのか。それを明確に示すような史料は現在のところ確認されていないが、幕府から武力として期待されている以上、その中心は地侍や国衆のような侍身分のものであつたことは間違いない。そのことに関わって、例えば宇陀郡内一揆の場合であれば、澤氏や秋山氏などは、それぞれの宗家を中心とした血縁者を中核として、同名・与力・被官衆によつて構成されていたと考えられる⁽²⁷⁾。それに対し、山田三方の場合は、坂社、須原社と言つた産土社や氏神社を中心に、それに集う宮座組織が核となつていたことが指摘されている⁽²⁸⁾。

〔史料 7〕

売渡申本錢返旦那之事

合肆拾八貫文

右件之旦那者、依有用要、伊賀国旦那石蔵雖為重代相伝、実報院いの年より来さるの年まで十年氣、伊賀国はつとりの一族知行之分一円に売渡申処実正也（中略）

応仁元年霜月廿二日

石蔵正頼（花押）

これは、石蔵正頼なる人物が相伝する、伊賀国における那智大社旦那職を、服部一族分について、一円に那智実報院へ売却したものである⁽²⁹⁾。このことはすなわち、この時「服部一族」がひとつの集団として認識されていたことを示している。そして、そのわずか三年後の文明二（一四七〇）年三月四日付けの那智大社旦那交名には、破損して不分明ながら「伊賀国服部」として、二名の女性を含む十名が名を連ねている。

〔史料 8〕

伊賀国服部阿拝郡

服部宮田尊康（花押）

服部森川康実（花押）

内こゝめ（花押）

内はつわかめ(花押) 服部池田康宗(花押) 服部長島康連(花押)
やかミ町井康珍(花押) 服部いさと永康(花押) 野間岡村忠勝(花押)
いか青山満井殿

文明二年^{カノエ}三月四日

苗字に「服部」を冠していること、実名に「康」の字を通字として
ることから、彼等こそまさに、当該期の服部一族を構成した者たちその
ものであると見なされる。また、「服部」を冠してこそいないが、「やか
ミ町井康珍」も同じく実名に「康」を用いており、血族か、あるいは同
名衆であると考えられる。文明三年三月十七日付けの蓮池定光請文で、
近江信樂の代官職を押領していたとする「服部遠江父子」も、同じく服
部一族であると考えられる。年代的にも近く、あるいはこの交名のうち
の誰かに比定できるのかも知れない。

なお、このうち「服部宮田」については、後年ではあるが、天文二
(一五三三)年の那智大社旦那衆差入状に「服部高畠之いちそく(一族)」
とともに「同宮田之いちそく」として見えている。また、年末詳ではあ
るが、「史料7」で応仁元(一四六七)年に服部一族の旦那職を買得し
た実報院の『諸国旦那帳』⁽³³⁾には、「伊賀国服部名字七流」として、「福井」
「中村」「長田」「波(被)」自岐「宮田」「高畑」「竹ノ屋」の、当時の服
部一族衆の名が記されている。

一方、当時の伊賀には、氏神等を中心とした宮座組織も形成されてい
たと考えられるが、現在確認できる神事頭番帳などの伊賀地域の神社関
係史料は、天正伊賀の乱の影響か、いずれも天正以降のもので、それ以
前にさかのぼる史料を見出すことは、かなり困難な状況である。⁽³⁴⁾しかし、
伊賀郡阿保荘内に位置した種生神社、永正二(一五〇五)年の「種生惣
宮上葺」棟札⁽³⁵⁾には、十八人にもものぼる殿原衆の名が記されている。中に
は、付近にその城・館跡と伝える遺構を残すものも含まれており、種生

神社を中心とした地域の侍・国衆による宮座の存在したことを強く示し
ている。

また、数少ない家伝文書である『木津家文書』⁽³⁶⁾には、天文十四年に行
われた伊賀一宮の祭礼に際しての頭役次第書が残されている。そこには、
一宮の祭礼を支えた伊賀の地侍たちが多数名を連ねている。伊賀国の一
宮であることからより広域ではあるが、「河合」「湯船」「横山」「頼田」
など、その多くが北伊賀の阿拝郡の、比較的まとまった地域に集中して
いることは興味深い。また、永禄十一(一五六八)年三月、伊賀を訪れ
た京吉田社の吉田兼右の日記⁽³⁷⁾にも、伊賀一宮社について「当社之年預衆
諸侍廿人許」とあり、伊賀一宮に集う伊賀侍たちの姿が垣間見える。

このことに関連して、『多聞院日記』天文十三年三月二十一日条には、
次のような記事がみえる。

〔史料9〕

伊賀侍会合ノ剋、末座物へをひりし曲事ノよし、上座人申かけ、不
可対座、御立候ひと云ひやりしニ、上座ノ人又ひり了、此時我もつ
れて可罷立云々

伊賀侍たちの会合の席で、下座の者が放屁をしたことを上座のものが
咎め、退席するよう申したところ、上座の者も放屁したと言う笑い話で
はある。しかし同時に、伊賀侍らが会合を開き、合議していたことを示
す貴重な記録でもある。恐らく、このような会合は、各村落の宮座を中
心に、伊賀国の各地で普遍的に開かれていたとみて間違いなからう。

以上のような、血縁、あるいは地縁的に結合した地侍・国衆の「方」
と見なされる集団が、室町・戦国時代の伊賀国内には多数形成されてい
たであろうことは、多くの城・館跡が如実に物語っている。中には、柘
植三方のように、複数の「方」が集まり、より大きな集団へと結合した
場合もあったであろう。そしてそれこそが、当該期における伊賀衆の

軍事行動の単位を形成していたものと考えられるのである。

おわりに

この小論では、室町・戦国時代における伊賀の地侍・国衆層の動向について、極めて限られた史料のなかではあるが、再検討することを目的とした。その結果彼らは、文献上は「伊賀衆」として、個人よりも集団として捉えられることを常とされる存在であり、戦国期には百から三百程の兵力を単位として、伊勢国の北畠氏や大和国の畠山氏、近江国の六角氏など、近隣の大名家や在地領主等によって軍事動員されていた姿を、改めて明らかにすることができた。また、在地においては、血縁による強固な関係を核としつつ、あるいは宮座などを中心に村落、また地域単位で集団化していたと考えられる。それは、先に挙げた『満濟准后日記』に見える北村方・福地方・日置方といった「方」や、それらが連合した「柘植三方」に象徴的に現われるような、地縁的な繋がりによって結合した集団が、恐らく中世後期の伊賀国内の各所に、数多く形成されていたと考えられるのである。

中世後期の伊賀を考える時、かかる伊賀国衆等の動向に加え、弱体であったとされながらも中世後期を通じて伊賀国内にあり続けた守護の仁木氏をどのように位置づけるのかも、大きな課題であり、欠くべからざる視点であろう。今後は、多数の中世城・館跡の分布状況の詳細な検討と、多数出土している土符など、考古学的成果、視点を加え、総合的な研究が必要となる。今後の進展に期待したい。

【参考文献】

1 『平成30年度三重県埋蔵文化財年報』（三重県埋蔵文化財センター、二〇一九年）によると、確認された伊賀の中世城館は六六七箇所であ

る。

2 年末詳六月二十五日付け中村光与書状。『三重県史』資料編「中世3」上（三重県、二〇一七年）所収。

3 伊賀国守護の仁木氏については、稲本紀昭「伊賀国守護と仁木氏」（『三重大学教育学部研究紀要人文・社会科学』三八号、一九八七年）参照。

4 『菊永氏城跡発掘調査報告』（阿山町遺跡調査会、一九八七年）。

5 『伊賀市史』第四巻資料編「古代中世」（伊賀市、二〇〇八年）。同第一巻通史編「古代中世」（伊賀市、二〇一一年）。

6 『経覚私要鈔』（『史料纂集』、続群書類従完成会）。

7 澤氏の家督をめぐる争いについては、拙稿「北畠氏家臣澤氏の系譜再考」（『三重の古文化』八三号、三重郷土史会、二〇〇〇年）参照。

8 『多聞院日記』（『増補続史料大成』、臨川書店）所収。

9 『享禄天文之記』（国立公文書館所蔵）。

10 『大乘院寺社雑事記』（『増補続史料大成』、臨川書店）文明十一年十一月三日条。

11 同記、文明十四年十月二十二日条。

12 六月十一日付け松林院兼雅書状（『大乘院寺社雑事記』紙背文書。『三重県史』資料編「中世3」上所収）。

13 『大乘院寺社雑事記』文明十五年九月二十日条。

14 同記、文明十七年十月十四日条。

15 前掲注8。

16 前掲注12。

17 十一月十五日付け北畠具房書状（『澤氏古文書』、国立公文書館所蔵）。

『三重県史』資料編「中世3」上所収。

18 拙稿「室町・戦国期における北畠氏とその一族」（『伊勢北畠氏と中世

都市・多気』、美杉村教育委員会、二〇〇一年）。

19 天正元年十月二日付け六角承禎知行目録写（『川合啓介氏所蔵文書』）。

『伊賀市史』第四卷資料編「古代中世」所収。

20 『大乘院寺社雜事記』長祿四年閏九月五日条。『経覚私要鈔』同年閏九月六日条。

21 『満濟准后日記』（続群書類従完成会）。

22 同記、正長二年二月九日条。

23 山田三方については、西山克『道者と地下人―中世末期の伊勢―』（吉川弘文館、一九八七年）、飯田良一「中世後期の宇治六郷と山田三方」（『三重県史研究』七号、三重県、一九九一年）参照。

24 『澤氏古文書』国立公文書館所蔵。『三重県史』資料編「中世3」上所収。

25 西山克「戦国大名北畠氏の権力構造―特に大和宇陀郡内一揆との関係から―」（『史林』六二―二号、史学研究会、一九七九年）。

26 神田千里「国質・郷質と領主間交渉」（『日本歴史』三八二号、一九八〇年）、勝俣鎮夫「国質」（『国史大辞典』、吉川弘文館）。

27 前掲注25。

28 前掲注23。

29 『熊野那智大社文書』（『史料纂集』、続群書類従完成会）所収。

30 同書所収。

31 『近衛家文書』、『三重県史』資料編「中世3」中（三重県、二〇一八年）所収。

32 前掲注29。

33 前掲注29。

34 伊賀地域に残る神事頭番帳の初見年代は以下のとおり。なお、いずれも『伊賀市史』第四卷資料編「古代中世」及び『三重県史』資料編

「中世2」（三重県 二〇〇五年）所収。

・伊賀市川東春日神社神事頭番帳（春日神社所蔵）天正十一年。

・『般若寺頭番帳』（柏尾大統講所蔵）天正十三年。

・『北山大祭講入衆帳』（北山区大祭講所蔵）天正十七年。

・『陽夫多神社頭番帳』（中弥太郎氏所蔵）天正十九年。

35 種生神社所蔵。『伊賀市史』第四卷資料編「古代中世」所収。

36 『伊賀市史』第四卷資料編「古代中世」所収。

37 『兼右卿記』（『伊賀市史』第四卷資料編「古代中世」所収）。